

自動車工場の
安全衛生点検
チェックリスト

Aは重要指摘 Bは一般指摘 Cは書面指導

項目	No.	ランク	指摘内容
1: 工事管理板	1	A	工事管理板なし。
	2	A	本日作業指示書なし。
	3	A	作業員名簿なし。(氏名・緊急連絡先・資格一覧は必須項目)
	4	A	工事通知書、客先許可証なし。
	5	B	作業指示書に作業内容(手順)を具体的に3項目以上記入なし。 (KYM・4Sは除く)
	6	C	工事看板なし。
	7	C	労災保険番号表示なし。
2: KYM	1	A	作業開始前全員でKYMを実施し記録は掲示してあるか。
	2	B	KYM実施記録と本日作業がマッチしているか。
	3	B	全員の健康確認はしてあるか。
	4	B	全員のサイン(フルネーム)はしてあるか。
	5	B	現地現物でKYMを実施しているか。
	6	B	危険ポイント抽出を文章で記入しているか。(チェック選択方式は不可)
3: 作業責任者	1	A	有資格者が従事しているか。(高所作業・感電防止教育を含む)
	2	A	直接指揮監督できる単位作業場毎に常駐しているか。
	3	A	検電器は携帯しているか。
	4	B	腕章を着用しているか。
	5	B	作業責任者証はすぐに提示できるか。
4: 作業服装・作業場	1	A	当該作業の危険防止に適したヘルメットで作業をしているか。
	2	A	危険箇所(開口部等)の表示及び安全柵等の対策は確実か。
	3	A	火気厳禁場所で喫煙はしていないか。
	4	B	作業に適した服装であるか。
	5	B	作業内容に適した保護具を着用しているか。
	6	B	作業場の整理整頓・材料等の転倒防止措置はされているか。
	7	C	ヘルメットのおご紐をしっかり締めているか。
	8	C	ヘルメットに会社名が表示してあるか。
	9	C	消火設備・救急設備の周囲のスペースは確保されているか。
	10	C	喫煙場所を定め吸いガラ入れの準備はしてあるか。
	11	C	可燃物・引火物等の近くを喫煙場所としていないか。
5-1: 高所作業 (2m以上)	1	A	足場は正しく設置されているか。 (イ) 吊り足場(ゴンドラの吊り場を除く)・張り出し足場、又は高さが5m以上の足場の組立・解体並びに変更の作業には作業主任者が選任され、又、5m未満の場合は作業責任者が指揮をしているか。 (ロ) 壁つなぎは適正に設けられているか。 〔単管足場 垂直5m以下 水平5.5m以下〕 〔枠組足場 垂直9m以下 水平8m〕 (ハ) 建地の脚部には滑動及び沈下防止対策がされているか。 (ニ) 材料に著しい損傷、変形、腐食等はないか。

Aは重要指摘 Bは一般指摘 Cは書面指導

項目	No.	ランク	指摘内容
5-1 : 高所作業 (2m以上)	2	A	安全な作業床が設けてあるか。(幅40cm以上、隙間3cm以下、高さ90cm以上の手摺) 作業床が設置できない場合は安全ネット、親綱等が設けられていて、安全帯を正しく(移動時は2フック)使用しているか。
	3	A	有資格者が従事しているか。
	4	A	開口部、作業床の端部に手摺、蓋等の墜転落防止処置がしてあるか。
	5	A	高さ深さ1.5mを超えた場合は安全に昇降できる設備が設けてあるか。
	6	B	垂れ幕を通行人から見易い場所に掲示してあるか。
	7	B	天井クレーンのガーター・ランウェイ上の作業では関係部署の許可を受けているか。
	8	B	投げ上げ・投げ下ろしはしていないか。
	9	B	工具・機材等の落下防止対策は確実か。
	10	A B B	椅子は正しく使用されているか。 (イ) 損傷はないか(滑り止め)。上部結束又は下部の支えを行っているか。 (ロ) 手に物を持って昇降していないか。 (ハ) 60cm以上の上部つき出し部分は確保してあるか。
	11	A A B	脚立は正しく使用されているか。 (イ) 開き止め金具に損傷はないか、滑り止めはあるか。 (ロ) 脚立の天板の作業禁止は守られているか。 (ハ) 脚立の梯子代用禁止は守られているか。
	12	B B B	うまは正しく使用されているか。 (イ) 脚立として代用していないか。(単独使用禁止) (ロ) 2m以上のものを使用していないか。 (ハ) 足場板は3点支持もしくは2枚重ねとし両端は10cm以上20cm以下はね出し、結束してあるか。
	13	A A A B B B C	ローリングタワーは正しく使用されているか。 (イ) 最上部の手摺は90cm以上で中棧、幅木が取り付けられているか。 (ロ) 上部に人を乗せたまま移動はしていないか。 (ハ) 作業者は安全帯を使用しているか。 (ニ) 昇降設備は取り付けられているか。 (ホ) 車輪のストッパーは確実にロックしてあるか。 (ヘ) 転倒する危険はないか。3段以上の場合にはアウトリガーを使用しているか。 (ト) 積載荷重の表示はあるか。
	14	B	組立足場に昇降設備はあるか。(ビディ足場について特に注意する)

Aは重要指摘 Bは一般指摘 Cは書面指導

項目	No.	ランク	指摘内容
5-2: 高所作業車作業	1	A	有資格者が操作しているか。 (能力10m以上⇒技能講習/10m未満⇒特別教育)
	2	A	作業者は安全帯を使用しているか。
	3	A	主たる用途以外に使用していないか。
	4	A	作業床以外の箇所に搭乗をしていないか。
	5	A	オーバーロード(過荷重)で作業をしていないか。
	6	B	特定自主検査は実施され検査標章があるか。
	7	B	始業前点検は実施され、記録されているか。
	8	B	エンジンをかけたまま乗車席を離れていないか。
	9	B	アウトリガーを使用しているか。
	10	B	誘導者の合図・誘導に従って運転をしているか。
	11	B	高所作業範囲内(フロア上)立入禁止措置はされているか。
6: フォークリフト作業	1	A	運転者は有資格者が従事しているか。(1t以上:技能講習、1t未満:特別教育)
	2	A	フォークの爪の上に直接乗って作業したり、積荷やフォークの下で作業していないか。
	3	A	運転者は運転席にいるか。
	4	A	オーバーロード(過荷重)で作業をしていないか。
	5	B	特定自主検査は実施され検査標章があるか。
	6	B	始業前点検は実施され、記録されているか。
	7	B	運転者離席時には、フォークの爪を床に降ろし、サイドブレーキを引きキーは抜いてあるか。
	8	B	制限速度は守っているか。又粗暴な運転をしていないか。
	9	B	フォークの爪にワイヤー及びナイロンスリング等、じか掛けして物を吊っていないか。
	10	B	シートベルトを着用しているか。(1t以上)
	11	C	建屋内はライトを点灯しているか。

Aは重要指摘 Bは一般指摘 Cは書面指導

項目	No.	ランク	指摘内容
7:クレーン等作業、玉掛け作業	1	A	クレーン等の運転、玉掛け作業には有資格者が従事しているか。 (イ) クレーン運転免許証⇒吊り上げ荷重5 t以上の普通型天井クレーン ① 機上で運転するクレーン ② 床上で運転するクレーン ③ 無線で運転するクレーン (元方構内では特別教育終了者) (ロ) クレーン運転技能講習⇒5 t以上の床上操作式天井クレーン (ハ) クレーン運転特別教育⇒5 t未満 (ニ) 玉掛け作業技能講習⇒クレーンの吊り上げ能力1 t以上 (ホ) 玉掛け作業特別教育⇒クレーンの吊り上げ能力1 t未満
	2	A	クレーン等のワイヤーロープの損傷はないか。
	3	A	クレーン等の過巻防止装置は正常か。
	4	A	クレーン等のフックは変形損傷していないか。フックの外れ止めは正常に作動するか。
	5	A	玉掛けワイヤーロープはキンク、摩擦、腐食、素線切れ等の損傷はないか。
	6	A	玉掛けワイヤーロープ、吊具は適正に使用しているか。 (イ) 吊り荷の荷重に合ったワイヤーを使用しているか。 (ロ) 正規の玉掛けワイヤーを使用しているか。 (ハ) 鋭利な角には当てものをしようしているか。
	7	A	元方自動車のクレーンを使用する場合、許可を受けているか。
	8	B	合図者を定め確実な合図を行っているか。
	9	B	吊り荷の下、旋回範囲は立入禁止処置がしてあるか。
	10	B	移動式クレーンはアウトリガーを使用しているか。
	11	B	移動式クレーンは定期自主点検を実施されているか。
	12	B	3 t以上の移動式クレーンは有効な検査証が備え付けられているか。
	13	B	始業前点検は実施され、記録されているか。
8:電気工事作業	1	A	“二次側配線、断線” 関わる作業を行う者は、 低圧電気取扱特別教育を取得しているか。
	2	A	停電を確認 (検電器等) のうえ作業をしているか。
	3	A	電気取扱作業者は全員が検電器等を携帯しているか。
	4	A	主制御盤・操作盤等のスイッチを切り、ロックアウトしているか。 設備的にできない場合は『スイッチ入れるな』の札掛けをしているか。
	5	A	活線近接作業には絶縁保護具、防具を確実に使用しているか。
	6	B	作業に応じた作業指揮者、監視人はいるか。

Aは重要指摘 Bは一般指摘 Cは書面指導

項目	No.	ランク	指摘内容
9：電動工具・電気機器	1	A	コードリール等の漏電遮断器は確実に作動するか。
	2	A	確実にアースされているか（二重絶縁構造・家庭用機器等は除く）。
	3	A	6ヶ月以内毎に絶縁（1.0MΩ以上）及び外観点検し点検済みシールが貼ってあるか。（6月末、12月末）
	4	A	感電防止教育以上の電気に関する資格等を持っているか。
	5	B	電動工具の搬送時はスイッチを切った後、プラグを抜いているか。
	6	B	湿潤している場所では防水用の器具（コネクタ等）が使用されているか。
	7	B	通路床面横断の配線は保護されているか。
	8	B	ハンドランプ・投光器等のガードは付いているか。
	9	A B C	工事用分電盤の状態は良いか。 （イ）アースは確実に取り付けてあるか。 （ロ）ひっかけ配線、タコ足配線をしていないか。 （ハ）分電盤に接続された電線には会社名が表示してあるか。
	10	C	コードリールの差込プラグ部に社名表示はあるか。
	11	C	制御盤等のコンセントから、電動工具等の電源を取っていないか。
10：火気使用作業	1	A	火気を使う作業では消火器（2本以上）・水バケツ（2ヶ以上）・防火シート等が備えてあり、すぐに使える状態になっているか。
	2	A	火気使用許可（危険物施設内許可を含む）を受けているか。
	3	A	近くの危険物、可燃物、引火性ガス等への防護措置はよいか。
	4	B	監視人を置いているか。
	5	B	火気使用后、指定時間工事場所を監視しているか。
	6	B	『火気使用中』の垂れ幕は掲示してあるか。〔全区域〕
	7	B	グラインダー等による火花を発生する作業では防火対策（火気作業に準ずる）を講じているか。
	8	C	高所での火気使用作業時は消火器（簡易型可）が準備されているか。
11：アーク溶接・作業	1	A	取扱作業者は有資格者が従事しているか。（特別教育）
	2	A	自動電撃防止装置は確実に作動するか。
	3	A	ホルダーの破損はないか。
	4	A	溶接機器本体は、確実にアースされているか。
	5	A	ホルダーに溶接棒を挟んだまま放置していないか。
	6	A	雨天時、屋内で作業していないか。
	7	B	ケーブルの取り付け部の露出、被覆破れはないか。
	8	B	遮光面、皮手袋等の保護具は確実に着用しているか。又防じんマスク（DS2以上）を着用しているか。
	9	B	アース側溶接ケーブルは被溶接物に確実に取り付けられているか。
	10	B	始業前点検は実施され、記録されているか。

Aは重要指摘 Bは一般指摘 Cは書面指導

項目	No.	ランク	指摘内容
12：ガス溶接作業・溶断作業	1	A	取扱作業者は有資格者が従事しているか。(技能講習)
	2	B	遮光メガネ、皮手袋等の保護具は確実に着用しているか。
	3	B	使用中のボンベは台車等に確実に固定されているか。
	4	B	調整器・圧力ゲージ・ホース類の損傷摩耗及び接続不良はないか。
	5	B	各接続部・ホース部よりガス漏れはないか。石鹸水等は用意してあるか。
	6	B	ボンベは管理表示(充・空・会社名)がされているか。
	7	B	使用時以外はアセチレン、酸素ボンベの元栓は確実に閉められているか。
	8	B	アセチレンボンベに逆火防止器は付いているか。
	9	B	始業前点検は実施され、記録されているか。
13：設備内修理点検作業 (ロックアウト)	1	A	上下に動く機械内で作業している時は落下防止措置はしてあるか。
	2	A	有効範囲にロックアウトしているか。
	3	A	設備内立入者全員がロックアウトを実施しているか。
	4	A	施錠後は各自で錠前のキーを持っているか。
	5	A	ロックアウト出来ない作業等の場合で、稼働設備内へ入る場合は役割分担(監視人・非常停止等)が明確になっているか。
	6	A	残圧を抜いてロックアウトしているか。
	7	B	ロックアウト後は、『携帯プラグ(キースイッチ)』は設備内作業員又は作業責任者が携帯しているか。
	8	B	作業指示書等に錠前管理番号と氏名を記入しているか。
	9	B	対象設備から離れる場合、開錠しているか。もしくは表示しているか。
14：酸素欠乏危険作業	1	A	作業主任者は選任されているか。(技能講習)
	2	A	作業員は有資格者が従事しているか。(特別教育)
	3	A	監視人は配置されているか。
	4	A	酸素濃度を定期的に測定し結果を記録してあるか。
	5	A	換気は十分に行われているか。
15：有機溶剤作業	1	A	作業主任者は選任されているか。(技能講習)
	2	B	作業員は有資格者が従事しているか。(特別教育)
	3	B	建屋内作業の場合は有機溶剤用防毒マスク(検定品)又は送気マスク等を着用しているか。
	4	B	タンク内等の作業では十分な換気を行い、監視人を配置しているか。
	5	B	容器に蓋はされているか。
			但し、タッチアップ(目安：第2種有機溶剤は1時間に消費する量60g未満で作業場の気積150m ³ 以上の場合)においても防毒マスクの着用が望ましい。
16：騒音・粉じん・振動・砥石取替作業	1	A	砥石取替作業は有資格者が行っているか。(特別教育)
	2	B	振動工具使用作業は有資格者が従事しているか。(安全衛生教育)
	3	B	85dB以上の騒音が発生する作業では耳栓を着用しているか。
	4	B	はつり作業等粉じんが発生する作業では、防じんマスク及び保護メガネを着用し有資格者が行っているか。(特定粉じん作業は特別教育)
	5	B	粉じんの拡散防止措置(養生・散水等)がなされているか。

Aは重要指摘 Bは一般指摘 Cは書面指導

項目	No.	ランク	指摘内容
17:その他	1	C	喫煙場所以外（歩行中等）で喫煙していないか。
	2	C	構内駐車禁止場所に駐車していないか。
	3	C	構内乗り入れ車には会員会社名が表示されているか。（レンタカー含む）